

憲 法

(問 題)

2024 年度

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は2頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名を記入してください。受験番号は正確に3箇所に入力してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（100点）

次の文を読んで、以下の問いに答えなさい。

参議院議員Aは弱小政党の党首であるが、国内・国外の両方における豊かな人脈と卓越した情報収集能力を駆使して度々、与党政治家や大物官僚の汚職等を国会で暴き出したため、「参院の爆弾男」と呼ばれていた。

軽自動車のメーカーとして国内有数の企業である株式会社Bは、国土交通省が自動車の燃費試験の方法の変更を検討しているとの内部情報を得た。Bは新たな燃費試験の下でも他社に対する優位性を維持できる車種を製造できるまで、試験方法の変更を延期させることを企図して、与党の政治家や国土交通省の官僚等に対し、金銭を提供した（以下、Bによる贈賄事件を「本件」と略す）。メディア等はまだ本件の情報を得ておらず、2023年1月末の時点で報道もされていない。

懇意の情報提供者から本件の噂を聞いたAは、Bの社長室長のCに面談を求め、その真偽を問い質した。当然、Cは噂を否定したが、Aは国政調査権を行使して、本件を調査すると警告した（同年2月5日）。参議院予算委員会でAが同月15日に質問に立つ予定であることを知ったCは、その質問の際、本件を暴露する「爆弾発言」をAにさせないようにするため、最大限の努力をすることにした。Cが電話でAに面談を求めたところ、Aは快く受け入れたので、Cは2月10日と12日の両日、都内のホテルでAと面談し、国会質問の際、「噂」というかたちでも本件に触れるのは止めて欲しいと懇願した。そして、Aの態度に「脈がある」と判断したCは2回目の面談の際、Aに対して現金（200万円）を提供しようとしたが、Aは現金の受取りを拒否した。

テレビ放送会社Xは、Aからの情報提供を受け、AとCの2回目の面談状況を隠し撮りした（以下、この隠し撮り映像を内容とするデジタル・データを「本件映像データ」と略す）。Xは、本件映像データを編集し、夕方のニュース番組中で放映した（2月14日）。隠し撮りの映像を含むこの放送はスクープとして話題になり、報道各社も急遽、後追いで本件の取材に精力的に取り組むことになった。

一方、Aは2月15日にCを贈賄罪により、東京地方検察庁に告発した。その際、Xが本件映像データを保管していることを、Aは証拠として援用した。Aの思惑としては、本件映像データは、Cの贈賄についての証拠となるだけでなく、Aについて収賄の事実がないことを証明するものでもあった。

検察官は、本件映像データ以外の証拠によっては事案の全容を十分に解明できないとして、裁判官の差押許可状を得た上で、本件映像データを証拠として差し押さえた（3月5日。以下、「本件差押え」という）。そこで、Xはこの差押処分の取消しを求めて東京地方裁判所に対して準抗告を申し立てた。

〔設問1〕（50点）

Xが申し立てた準抗告において、Xの側から憲法上の主張をしなさい。ただし、準抗告の手続等に関わる事項についての検討は不要である。

〔設問2〕（50点）

X側の憲法上の主張に対して想定される反論を踏まえて、あなたの見解を明らかにしなさい。その際、本件差押えが認められるか否かについてのあなたの結論を明示すること。